

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第17条の規定に基づき、本会の評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の定数)

第2条 評議員の定数は、33人とする。

(選任方法)

第3条 評議員は、次の各号の社会福祉事業に関心を持ち又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 民生委員児童委員協議会 | 9人 |
| (2) 自治会連合会 | 5人 |
| (3) 行政職員 | 2人 |
| (4) 社会福祉施設を経営する者 | 1人 |
| (5) ボランティア団体 | 3人 |
| (6) 福祉教育関係機関 | 1人 |
| (7) 身体障害者福祉会 | 1人 |
| (8) 老人クラブ連合会 | 1人 |
| (9) 手をつなぐ育成会 | 1人 |
| (10) 子育て支援に関する組織又は団体 | 1人 |
| (11) 市議会議員 | 1人 |
| (12) 社会教育委員 | 1人 |
| (13) 労働者福祉協議会 | 1人 |
| (14) 商工関係団体 | 1人 |
| (15) 地区社会福祉協議会連絡協議会 | 2人 |
| (16) 福祉委員会連絡協議会 | 1人 |
| (17) NPO法人連絡会 | 1人 |

2 評議員に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月7日から施行する。